

請願書

桴海大田地域の情報格差解消と防災情報対策について

令和5年 2月 24日

石垣市議会議長 我喜屋隆次 様



桴海大田自治会
会長 十河 学

紹介議員

花谷 史郎

梶海大田地域の情報格差解消と防災情報対策について

現在、梶海大田地域ではインターネットサービスが2022年12月29日より利用できない状況が続いています。新たな民間業者との契約が新聞にて発表され、当地域の情報格差解消に向けご尽力いただいていること、お礼申し上げます。

当地域は山間部であり、テレビ・ラジオの受信できない家庭や、家屋の中では携帯電話が繋がらない家庭もあり、また防災放送は全世帯において取得できない地域です。インターネットは同地区の生活、防災情報を取得する上でも重要なライフラインです。

また昨今の情勢を鑑み、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療などのサービスを日本全国どこでも利用可能にできるよう、令和4年に電気通信事業法が改正されました。有線ブロードバンドサービスは、同法において基礎的電気通信役務(ユニバーサル サービス)となり、電気や水道と並ぶ重要なインフラに位置付けられました。

不採算であることを主な理由として協定解除が承認されましたが、北部地区ブロードバンド環境整備事業は条件不利地におけるサービスの提供、という公共性の観点から行われたものでした。

現状、地域住民はモバイルWi-Fiを用いてインターネットを利用していますが、非常に電波状態が悪く、新たな機材購入や、以前より大幅に高額な通信料の支払い、業務遂行上の障害による、経済的、精神的な負担を負っております。

また、家屋の中では携帯電話が繋がらない世帯が多くあり、モバイルWi-Fiなどの代替通信手段さえ利用できない状態にあり、ネットを介する全ての活動(経済活動、日常生活)に困窮しています。新たな事業者のサービス開始は数ヶ月後と発表されており、同地区の住民と事業者は半年近くの期間をインターネットサービスのないまま過ごすことになります。

当地域は防災設備もなく、周辺集落とも離れているため、防災放送は全世帯において取得できません。山間部なためテレビ・ラジオの受信できない世帯もあり、Jアラートを含む防災情報の受信環境を含め、ネット環境は文字通りのライフラインでした。

そこで、以下3点を請願致します。

- 1、新しい事業者によるサービスが供給されるまでの期間、1日も早い緊急的なインターネット通信方法の確保。
- 2、新たなネット事業者が提供するサービスを受益する場合、引き込み工事費等、金銭的負担の免除。
- 3、テレビ、ラジオの電波状況の改善。

以上のとおり請願いたします。